

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年4月5日	阪本 喜英	奈良県香芝市下田東2-5-19フォレスト香芝302号	協和葬祭社霊送部狐井	奈良県香芝市磯壁3丁目65-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和3年9月2日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(2)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	2	2
令和4年4月5日	株式会社角森商事(法人番号1120001156002)代表者木村忠	大阪府堺市美原区多治井354番1	本社	大阪府堺市美原区多治井354番1	輸送施設の使用停止(215日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年10月27日、同年12月7日及び同年12月15日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	22	22
令和4年4月5日	株式会社ユーエムロジ(法人番号6120001158076)代表者上田勝嗣	兵庫県西宮市今津出在家町9-20	高槻	大阪府高槻市玉川3丁目1番2号	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和3年11月10日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和4年4月6日	中山商店株式会社(法人番号5130001069703)代表者中山仲次郎	京都府向日市物集女町森ノ上30番地の2	本社	京都府向日市物集女町森ノ上18番地	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和4年2月2日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)(2)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
令和4年4月7日	株式会社SKライナー関西(法人番号9120901016735)代表者岡本直樹	大阪府摂津市東別府3丁目5番8号	本社	大阪府摂津市東別府3丁目5番8号	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年8月13日及び同年9月7日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(5)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)(8)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(9)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(10)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	7	7
令和4年4月7日	株式会社Neutral(法人番号1120901036542)代表者白善学	大阪府三島郡島本町広瀬2-19-6	門真	大阪府門真市ひえ島町16-12エリセラ門真南102	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年10月12日、同年11月2日及び同年12月15日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の実施違反【未実施】【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和4年4月7日	有限会社司建材(法人番号2160002008354)代表者喜多一司	滋賀県犬上郡多賀町大字富之尾1296番地の2	久徳	滋賀県犬上郡多賀町大字久徳340番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年1月11日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	0	0
令和4年4月13日	有限会社関空通運(法人番号1120002015396)代表者住谷幾久子	大阪府大阪市港区夕凧1丁目14-5	本社	大阪府大阪市港区夕凧1丁目14番5号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年3月17日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が確認された。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	0	0
令和4年4月18日	シーエスエー近畿株式会社(法人番号4120901024016)代表者平良武雅	大阪府豊中市名神口3丁目10番5号	本社	大阪府豊中市名神口3丁目10番5号	事業停止(30日間)輸送施設の使用停止(145日車)	貨物自動車運送事業法第18条第1項	令和2年9月2日及び同年9月3日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。事業停止については、(1)運行管理者の選任違反(貨物自動車運送事業法第18条第1項)の1件が認められ、使用停止については、(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)(9)運転者台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)の11件が認められた。	45	45

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年4月20日	株式会社川津運輸(法人番号9120901010671)代表者川津三郎	大阪府高槻市津之江町1丁目46番13号の2	本社	大阪府高槻市東天川1丁目1番4号	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年11月9日及び同年11月25日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	10	10
令和4年4月20日	有限会社シゲデン(法人番号7120102015778)代表者重信裕之	大阪府松原市天美我堂3丁目1番地	本社	大阪府松原市天美我堂3丁目1番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年11月12日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)(3)点呼の実施違反【未実施】【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和4年4月25日	白瀬運輸株式会社(法人番号1120001157561)代表者白瀬啓子	大阪府門真市四宮3丁目2番19号	本社	大阪府門真市四宮3丁目2番19号	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年10月6日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	17	17
令和4年4月25日	東亜商事株式会社(法人番号3150001011945)代表者福田善文	奈良県奈良市今市町60番地1	本社	奈良県奈良市今市町60番地1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年12月16日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)	3	1
令和4年4月26日	平成運輸有限公司(法人番号3140002050737)代表者松本浩一	兵庫県姫路市花田町加納原田字松ヶ坪739-6	本社	兵庫県姫路市花田町加納原田字松ヶ坪739-6	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年10月22日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の実施違反【未実施】【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和4年4月27日	てらいちサービス有限会社 (法人番号5120002075916) 代表者矢寺一美	大阪府交野市私部1丁目33番2号	本社	大阪府交野市私部1丁目33番2号	事業停止(30日間) 輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第27条第1項	令和2年11月27日、令和3年2月12日、同年4月19日及び令和4年1月28日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。事業停止については、(1)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)の1件が認められ、使用停止については、(1)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2第2項、道路運送車両法第49条)、(2)(3)運転者台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(6)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)の6件が認められた。	32	32